

こどもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学校の児童から、複数の同級生に、「死ね。」などと暴言を言われたり、殴る、蹴るといった暴力を受けたりしているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。保護者からは、学校がいじめへの対応を十分に行っていないとの指摘があり、法務局が調査した結果、学校から、加害児童を含めて児童全員に対して継続して指導を行うことに加え、法務局による「人権教室」の実施を希望する旨の意向が示された。そこで、法務局の仲介により、学校と保護者の意見交換の場を設け、学校が行ういじめ防止に向けた取組を伝えるとともに、「人権教室」の実施について説明した結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置:「調整」)

2. 高校生に対する虐待事案

◆高校生の生徒から、両親に、暴言を吐かれる、物を投げられるといった虐待を受け、怪我をしているとして、「法務局LINEじんけん相談」による相談があった事案である。法務局は、直ちに学校に事実関係を確認した上で、児童相談所に虐待事案として通告を行い、関係機関相互の連携を図った。その結果、児童相談所が本件学校において当該生徒と面談を行うこととなり、また、要保護児童対策地域協議会で扱う事案として関係機関による継続的な見守り体制が構築された。

(措置:「援助」)